

社会福祉法人 愛隣会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛隣会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員等（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員等報酬)

第2条 当法人の役員等の報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次の通り費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
理 事 会 出 席 等	0 円	0 円

2 評議員が評議員会に出席したときは、次の通り費用を弁償する。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、費用弁償費は支払わないものとする。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
評議員会出席等	0 円	0 円

3 交通費の実費が、費用弁償費の額を超える場合には、職員就業規則の旅費規程に基づき、その実費を支払うものとする。

4 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(改廃)

第4条 本規定は、評議員会の決議を経て、改廃する事ができる。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。